

特定調達契約手続

25総務121511

2026年1月1日

(趣旨)

第1条 本手続は、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「改正協定」という。）その他の国際約束を実施するため、会社の締結する契約のうち、国際約束の適用を受けるものに関する事務の取扱いに関し、必要な事項を定める。

2 改正協定その他の国際約束の適用を受けて会社が締結する契約については、本手続によるほか、契約手続及び関係マニュアル等の定めるところによる。

(定義)

第2条 次の各号に掲げる用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 物品等

動産（現金及び有価証券を除く。）及び著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第10号の2に規定するプログラムをいう。

(2) 特定役務

改正協定の附属書I日本国の付表5に掲げるサービス及び同附属書I日本国の付表6に掲げる建設サービス（本手続において「建設工事」という。）に係る役務をいう。

(3) 調達契約

物品等又は特定役務の調達のために締結される契約（当該物品等又は当該特定役務以外の物品等又は役務の調達が付随するものを含み、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業（建設工事を除く。）にあっては、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第57号）による改正前の同項に規定する特定事業を実施するため締結される契約に限る。）をいう。

(4) 一連の調達契約

特定の需要に係る一の物品等又は特定役務又は同一の種類の二以上の物品若しくは特定役務の調達のため締結される二以上の調達契約をいう。

(5) 調達価額

当該物品等、特定役務又は建設工事の調達に係る予算額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額をいう。

(適用範囲)

第3条 会社の締結する調達契約であって、当該調達契約に係る調

達価額（物品等の借入れに係る調達契約又は一定期間継続して提供を受ける特定役務の調達契約にあっては、借入期間又は提供を受ける期間の定めが12月以下の場合は、当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の調達価額の総額とし、12月を超える場合であって、当該期間の定めがある場合は1月当たりの予定賃借料又は1月当たりの特定役務の調達価額×定めの月数による額

（物品等の借入れに係る調達契約は、これに借入期間満了時における当該物品の見積残存価額を加えた額）、契約期間の定めがない場合は、1月当たりの予定賃借料又は1月当たりの特定役務の調達価額に48を乗じて得た額とする。）が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額以上であるもの（以下「特定調達契約」という。）に関する事務について適用する。

- (1) 物品等の調達契約 国の特例政令第3条第1項に規定する財務大臣の定める額
- (2) 特定役務のうち建設工事の調達契約 国の特例政令第3条第1項に規定する財務大臣の定める額
- (3) 特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約 国の特例政令第3条第1項に規定する財務大臣の定める額
- (4) 特定役務のうち前二号以外の調達契約 国の特例政令第3条第1項に規定する財務大臣が定める額

2 前項の調達価額は、調達契約に関し、一定期間継続する製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその調達価額が定められている場合にあっては、当該調達価額に当該調達契約により調達をすべき数量を乗じた額とし、一連の調達契約が締結される場合にあっては、当該一連の調達契約により調達をすべき物品等又は特定役務の調達価額の合計額とする。

（参加のための条件）

第4条 契約責任者は、調達の要件を満たすために不可欠な場合には、関連する過去の経験を要求することができるが、関連する過去の経験を自国の領域において取得していることを条件として課してはならない。

（供給者登録制度）

第5条 供給者登録制度（関心を有する供給者が登録し、一定の情報を提供することを要求するもの）を維持する場合には、供給者がいつでも登録を申請できることとし、かつ、契約責任者は、合理的に短い期間内に、関心を有する供給者に対し登録が許可されたかどうかを通知しなければならない。

（競争参加者の資格に関する審査等）

第6条 契約責任者は、審査については、隨時に行わなければなら

ない。

(環境に関する技術仕様)

第7条 契約責任者が、環境に関するラベルのために定める環境を害しない技術仕様又は欧州連合、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国若しくは日本国において効力を有する関係法令に定める環境を害しない技術仕様を適用する場合には、これらの技術仕様に関し、次のことを確保しなければならない。

- (1) 契約の対象である物品又はサービスの特性を定めるために適当なものであること。
- (2) 客観的に検証可能かつ無差別な基準に基づくものであること。
- (3) 関心を有する全ての供給者が閲覧することができるものであること。

2 契約責任者は、調達の実施に関する環境上の条件を定めることができる。ただし、当該環境上の条件が、国際約束に定める規則と両立しており、かつ、調達計画の公示において又は調達計画の公示若しくは入札説明書として使用される他の公示において示されている場合に限る。

(補助金利用の確認)

第8条 契約責任者は、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格を記載した入札書を受領した場合には、当該価格が補助金の交付を考慮に入れたものであるかどうかについて当該入札書を提出した供給者に確認を求めることができる。

(一般競争の公告)

第9条 契約責任者は、特定調達契約につき入札の方法により一般競争に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも50日前(特定役務のうち建設工事については40日前)に、次の事項について、官報により公告をしなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合、その期間を当該各号に規定する日数まで短縮することができる。

- (1) 調達契約に係る次に掲げる事項について、前項の規定による公告(以下「一般競争公告」という。)を行う日の前日から起算して1年前の日から40日前の日までの間に官報によりあらかじめ公示している場合 10日
 - ア 調達の内容
 - イ 入札期日として予定する日付
 - ウ 調達に関心を有する者は、契約担当に対して当該調達に係る入札に参加しようとする意思がある旨の表明をすること
 - エ 入札説明書を交付する場所
 - オ 次条各号に掲げる事項(この号の規定による公示の際に示すことができないものを除く)
- (2) 調達契約の締結までに急を要する場合 10日

- (3) 次に掲げる場合のいずれかに該当する場合、50日以上から40日以上に短縮でき、さらに40日から、5日にその該当する場合の数を乗じて得た日数を減じた日数
ア 一般競争公告を官報の発行に関する法律（令和五年法律第八十五号）第五条の規定により発行される官報により行う場合
イ 入札説明書の交付（一般競争公告を行った日から行われる交付に限る。）を電子的手段を使用して行う場合
ウ 入札書の受領を電子的手段を使用して行う場合
- (4) 調達契約により調達される物品等又は特定役務が、通常行われる取引（物品等の取引にあっては、売買取引に限る。）の対象となる物品等又は特定役務（当該取引の際にそれらの仕様の変更又は追加をすることができないものに限る。）である場合、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる日数
ア 前号ア及びイに該当する場合 13日（イに掲げる場合を除く。）
イ 前号アからウまで全てに該当する場合 10日

（一般競争公告をする事項）

- 第10条 一般競争公告は、次に掲げる事項についてするものとする。
- (1) 競争入札に付する事項
 - (2) 自動更新条項付契約の場合は、自動更新条項付である旨及び最大の更新回数
 - (3) 競争に参加する者に必要な条件等に関する事項
 - (4) 契約条項を示す場所
 - (5) 入札の場所及び日時
 - (6) 入札保証金に関する事項
 - (7) 当該公告に示した競争に参加する者に必要な条件を満たしていない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨
 - (8) 一連の調達契約にあっては、当該一連の調達契約のうちの一の契約による調達後において調達が予定される物品等又は特定役務の名称、数量及びその入札の公告の予定時期並びに当該一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告の日付
 - (9) 第6条の規定による申請の場所
 - (10) 入札説明書の交付に関する事項
 - (11) 落札者の決定方法
- 2 契約責任者は、前項の規定による公告において、当該調達契約を担当する社員の氏名及びその所属する部署の名称並びに契約の手続において使用する言語を明らかにするほか、次の各号に掲げる事項を、英語、フランス語又はスペイン語により、記載するものとする。
- (1) 調達をする物品等又は特定役務の名称及び数量
 - (2) 入札期日

(3) 当該調達契約を担当する社員の氏名及びその所属する部署の名称

(指名競争の公示等)

第11条 契約責任者は、指名競争に付そうとするときは、前条の例により、前条において一般競争について公告する事項のほか、指名競争において指名されるために必要な要件についても公示しなければならない。

(公告又は公示に係る一般競争又は指名競争に参加しようとする者の取扱い)

第12条 契約責任者は、一般競争に付そうとする場合においては公告をし、又は指名競争に付そうとする場合において前条の規定による公示をした後、当該公告又は公示に係る一般競争又は指名競争に参加しようとする者から一般競争又は指名競争に係る資格審査の申請があったときは、速やかに、その者が当該調達契約に必要な資格を有するかどうかについて審査を開始しなければならない。

- 2 契約責任者は、調達契約にかかる指名競争の場合においては、前項の規定による審査の結果、指名されるために必要な資格を有すると認められた者を指名する。
- 3 契約責任者は、調達契約につき一般競争又は指名競争に係る資格審査の申請を行った者から入札書が第1項の規定による審査の終了前に提出された場合においては、その者が開札の時において、一般競争の場合にあっては第10条第1項第3号に規定する競争に参加する者に必要な資格を有することを認められることを、指名競争の場合にあっては前項の規定により指名されていることを条件として、当該入札書を受理するものとする。
- 4 契約責任者は、第1項の資格審査の申請があった場合において、開札の日時までに同項の規定による審査を終了することができないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請を行った者に通知しなければならない。

(入札説明書の交付)

第13条 契約責任者は、調達契約につき一般競争又は指名競争に付そうとするときは、競争に参加しようとする者に対し、入札を行うため必要な次の各号に掲げる事項を記載した入札説明書を交付するものとする。なお、特定役務のうち「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」(以下「行動計画」という。)の対象となるものについては、行動計画の定めるところによる。

- (1) 第10条第1項又は第11条により公告又は公示するものとされている事項(第10条第1項第8号に掲げる事項を除く。)
- (2) 調達をする物品等又は特定役務の仕様その他の明細
- (3) 開札に立ち会う者に関する事項

- (4) 契約責任者の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地
- (5) 契約の手続において使用する言語
- (6) 契約の手続において電子的手段を用いる場合には、当該電子的手段に関する事項
- (7) その他必要な事項

(随意契約によることができる場合)

第14条 次のいずれかに該当する場合に限り、随意契約によることができる。

- (1) 他の物品等をもって代替させることができない芸術品又は特許権等の排他的権利の保護と関連を有するもの又は技術的理由により競争が存在しないため、特定の供給者によってのみ供給されるとき
- (2) 既に調達した物品等（以下「既調達物品等」という。）の交換部品その他の既調達物品等に連接して使用する物品等の調達をする場合であって、既調達物品等の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既調達物品等の使用に著しい支障を生ずるおそれがあるとき
- (3) 会社の委託に基づく研究開発の結果製造された試作品等の調達をするとき
- (4) 既に契約を締結した建設工事（以下「既契約工事」という。）について、その施工上予見し難い理由が生じたことにより既契約工事を完成するために施工しなければならなくなつた追加の建設工事（以下「追加工事」という。）で当該追加工事の契約に係る調達価額に相当する金額（この号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約を締結した既契約工事に係る追加工事がある場合には、当該追加工事の契約金額（当該追加工事が二以上ある場合には、それぞれの契約金額を合算した金額）を加えた額とする。）が既契約工事の契約金額の100分の50以下であるものの調達をする場合であって、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約工事の完成を確保する上で著しい支障が生ずるおそれがあるとき
- (5) 計画的に実施される施設の整備のために契約された建設工事（以下「既契約工事」という。）に連接して当該施設の整備のために施行される同種の建設工事（以下「同種工事」という。）の調達をする場合、又はこの号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約が締結された同種工事に連接して新たな同種工事を調達する場合であって、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達をすることが既契約工事の調達の相手方から調達をする場合に比して著しく不利と認められるとき。ただし、既契約工事の調達契約を特定調達手続により締結されたものであり、かつ、既契約工事の入札に係る公告又は公示において、この号により同種工事の調達をする場合があることが明らかにされている場合に限る。

- (6) 緊急の必要により競争に付することができない場合
- (7) 事業協同組合、事業共同小組合若しくは協同組合連合会又は商工組合若しくは商工組合連合会の保護育成のためこれらの者から直接に物品等を買い入れるとき
- (8) 一般競争又は指名競争による場合において、競争に付しても入札がないとき又は再度の入札をしても落札者がないとき又は行われた入札が馴れ合いによるとき若しくは入札に関する条件に合致しないものであるとき。ただし、当初の入札の要件が契約の締結にあたって実質的に修正されないことを条件とする。
- (9) 落札者が契約を結ばない場合において、落札金額の制限内の契約を締結するとき
- (10) 慈善のため設立した救済施設から直接に物件を買い入れ若しくは借り入れ又は慈善のため設立した救済施設から役務の提供を受けるとき（物件の買い入れ又は借り入れの場合にあっては、当該物件を同号に規定する救済施設が生産する場合に限る。）

（落札者の決定に関する通知等）

第15条 契約責任者は、一般競争又は指名競争に付した場合において、落札者を決定したときは、その日の翌日から起算して7日以内に、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び落札金額を、落札者とされなかった入札者に通知するものとする。

2 契約責任者は、一般競争又は指名競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、その日の翌日から起算して72日以内に、次に掲げる事項を官報により公示しなければならない。

- (1) 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量
- (2) 契約責任者の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地
- (3) 落札者又は随意契約の相手方を決定した日
- (4) 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所
- (5) 落札金額又は随意契約に係る契約金額
- (6) 契約の相手方を決定した手続
- (7) 一般競争又は指名競争によることとした場合には、第10条又は第11条の規定による公示を行った日
- (8) 随意契約による場合はその理由
- (9) その他必要な事項

（随意契約に関する記録）

第16条 契約責任者は、調達契約につき随意契約によった場合には、当該随意契約の内容及び随意契約によることとした理由について、少なくとも3年間保管するものとする。

（苦情の処理）

第17条 契約責任者は、落札者とされなかった入札者からの苦情そ

の他特定調達契約に係る苦情の処理を担当する社員を指定するものとする。

(適用除外)

第18条 本手続は、次のいずれかに該当する場合は適用しない。

なお、この場合、事前に本社の契約責任者の承認を得なければならぬ。

- (1) 商業的販売若しくは商業的再販売を目的として、又は商業的販売若しくは商業的再販売のための物品若しくはサービスの生産若しくは供給において用いるための調達契約
- (2) 会社が市場における競争にさらされている日常の営利活動のために締結する調達契約
- (3) 建設サービスに関連する建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスのうち、独立して調達される場合の次のサービスの調達契約
 - ア 建築設計サービスの実施設計サービス
 - イ 契約監理サービス
 - ウ 基礎及び建築構造物の建設のためのエンジニアリングデザイン・サービス、建築物の機械及び電気の設備のためのエンジニアリングデザイン・サービス又は土木建設工事のためのエンジニアリングデザイン・サービスのうちいずれかの実施設計、仕様書の作成及び費用見積りの一又はこれらの組合せから成る設計サービス
 - エ 建設及び設置公示段階における他のエンジニアリング・サービス
- (4) その他会社に適用される国際約束において当該国際約束の適用範囲から除外されている物品等又はサービス

(改廃)

第 19 条 この手続の改廃は、コーポレートスタッフ部門総務部を担当する執行役の決定によるものとする。

2 この手続の改定は、当該改定の施行の日前において行われた公告若しくは公示又はその他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務については、適用しない。

(手続の所管)

第 20 条 この手続の所管は、コーポレートスタッフ部門総務部とする。

附 則

この手続は、2026年1月1日から実施する。

2026年 1月 1日 制定